

南房総市長賞交付要綱

平成18年7月28日

告示第177号

(趣旨)

第1条 この告示は、南房総市長賞（以下「市長賞」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 市長賞を交付する事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 南房総市に係る行事の共催及び後援に関する規程（平成18年南房総市告示第147号）第3条に該当する行事
- (2) 市内各種団体等が主催し、広く一般市民に呼びかけ市全域を対象とする文化、芸能、スポーツ等の各種大会で、市民の一体感の醸成に寄与する事業
- (3) 前2号のほか特に市長が市政の発展に寄与すると認めた事業

(交付要件)

第3条 市長賞の交付要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の参加者が概ね30人以上であること。
- (2) 原則として市内が開催地であること。
- (3) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。
- (4) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (5) 事業実施において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、市長賞の交付は行わない。

- (1) 特定の思想、宗教又は結社を支持する事業
- (2) 営利又は商業宣伝を主目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業
- (4) その他市長賞を交付することが不適当な事業

(申請)

第4条 市長賞の交付を受けようとする事業の主催者（以下「主催者」という。）は、交付を受けようとする日の1月前までに南房総市長賞交付申請書（別記第1号様式）に事業の概要を示す資料を添付して市長に提出しなければならない。

(承認)

第5条 市長は、前条の申請書等を審査し、適当と認めたときは、市長賞の交付を承認する。

(交付の方法)

第6条 市長賞の交付は、主催者への賞状の交付により行う。この場合において、必要があると認めるときは、併せて賞品を交付することができる。

2 前項の賞状は、当該事業の表彰方法を勘案し、複数枚交付することができる。

(報告)

第7条 市長賞の交付を受けた主催者は、事業終了後速やかに南房総市長賞交付事業実績報告書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第40号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

南房総市長賞交付申請書

年 月 日

南房総市長 宛

住 所

団 体 名

代 表 者

連 絡 先 TEL

次のとおり市長賞を交付くださるよう申請します。

- 1 事業名
- 2 事業目的
- 3 事業内容
- 4 開催日
- 5 場所
- 6 賞状枚数（内訳）
- 7 賞状文案

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|-------------|--------|
| 年 月 日 南房総市長 印 | | | | | | | | 市 長 賞 | 賞 状 |
|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|-------------|--------|

第2号様式（第7条関係）

| 南房総市長賞交付事業実績報告書 | |
|---------------------|-----------------------------|
| 年 月 日 | |
| 南房総市長 宛 | 住所 団体名 代表者 連絡先 TEL |
| 次のとおり実施しましたので報告します。 | |
| 事業名 | |
| 開催期日 | 年 月 日 () から 月 日 () まで |
| 開催場所 | 所在地 名称 |
| 参加者数 | |
| 事業内容 | |
| 市長賞交付者 | |

※ 事業内容等のわかる写真を添付すること